

28.4.15

社長会見説明書(参考)

4月15日 20:10

情報供覧

(4枚)

4月15日清水社長会見議事録

fix.

広報部

日 時 平成28年4月15日(金) 13:00~13:35

場 所 東京電力本館3階大会議室

先 方 記者約130名(カメラ15台)

当 方 清水社長、廣瀬常務、[redacted]

質 疑

Q. 仮払補償金の支払いはいつから開始するのか。また、窓口は、どこに何カ所設置し、どのように受付を行う予定なのか。

A. 仮払い補償金は速やかにお支払いしたいと考えている。具体的な手続きについては今後協議していくが、被災された方に申請書をお届けし、ご記入いただいた後に、郵送もしくは相談窓口に申請いただくことを考えている。その後、当社にて確認作業を実施し、振り込みを行いたいと考えている。また、避難所でのご説明も予定しているが、その際に申請書にご記入いただき、直接手渡しいただくことも考えている。

Q. 本人確認には住民票等が必要になるのか。

A. 被災された方の状況を踏まえると、住民票等の申請手続きは難しいと想定されるため、住民基本台帳で確認することなども視野に、今後、行政と調整していく。

Q. 今回の仮払いは、何世帯が対象で、総額はいくらになるのか。

A. 約5万世帯が対象であり、総額は500億円程度になるとを考えている。

Q. 農業や漁業への補償についてどう考えているのか。

A. 広範囲に亘る原子力損害への補償については、原子力損害賠償制度に基づいて、公正に行っていきたいと考えており、原子力損害賠償紛争審査会の指針に沿って対応していく。

Q. 4月13日の会見では仮払補償金について具体的に言及しなかったにもかかわらず、今日、突然発表した理由は。

A. 先日の会見では、1日も早く対応したいとお伝えしていたが、本日、政府の方針が決定したことを踏まえ、当社として、仮払補償金をお支払いすることを正式に決定したもの。

Q. このたびの事故に係る損害賠償の総額はいくらになると見込んでいるか。また、銀行等から借り入れた2兆円の資金を仮払いに充当するのか。

A. 現在は、事態の収束に向けて全力で取り組んでいる段階であり、現時点では損害賠償の総額を申し上げる段階ではない。

また、資金調達については最大限努力しており、銀行等から借り入れた2兆円の資金については、設備の復旧や燃料費への充当を考えている。また、社債償還についても考えている。

Q. 今後、賠償額が巨額になると想定されるが、資金調達は、どのように行っていく考えか。

A. 資金調達には最大限努力していきたい。また、併せて聖域のない合理化を進めていく。

Q. 補償金支払いのために、引当金を計上するのか。

A. 仮払補償金については、当面は運転資金により対応する。補償金全体については、会計上、仮払金として整理し、貸借対照表の資産の部に計上する。

Q. 被災者個人に仮払を行う一方、事業者からの仮払請求に応じない理由は。

A. 個々の案件毎への対応は混乱を招くことに加え、公正・公平な補償をなし得ない。このたびの仮払補償金は、避難を余儀なくされ、大変なご迷惑をおかけしている方の少しでもお役にたてるようお支払いするもの。

Q. 具体的な合理化策はあるのか。賃金カットや資産売却等は検討しているのか。

A. 聖域無き合理化を現在検討している。役員および管理職の報酬削減等、様々な合理化策を検討しており、取りまとまり次第、お知らせしたい。

Q. 非難された方々に対して、東電の保有する厚生施設の開放は行わないのか。

A. 当社では、人的支援や、生活用品や衣料品等の物的支援を行うとともに、社宅なども提供している。今後、さらなる支援拡充のため、関係市町村と調整していく。

Q. 農業や漁業などにおける出荷制限に対する仮払補償金は支払うのか。

A. 出荷制限等については、原子力損害賠償法に基づいて、誠実に対応していく。本日、原子力損害賠償紛争審査会の議論が始まると聞いており、この審議を踏まえて適切に対応してまいりたい。

Q. 農家では自殺者がでているが、支払い時期の目処も言及できないのか。

A. 一日も早く、速やかに国との協議を進めてまいりたい。

Q. このたびの福島第一原子力発電所の事故は、「海のチェルノブイリ」とも言われているが、海外からの補償金請求はあるのか、またどのように対応していくのか。

A. 現時点でのコメントは差し控えさせていただく。

Q. 海外からの補償金請求についてどのように対応していくのか。

A. 原子力損害賠償法に基づいて対応することになる。

Q. 今まで東電に天下りで入社された方は6月末の株主総会を経て役員に就任しているが、石田長官については、今後6月の株主総会までに何か動きはあるのか。

A. 当社はこれまで、経営を担う人材として、官民を問わず常に広く有能な人材を求めていた。石田長官は、通産行政やエネルギー事業に精通していることから、当社からお願いして顧問に就任いただいたもの。今後については未定。

Q. 合理化策はいつを目途に行うのか。人身削減も視野に入れているのか。

A. 個々の施策について、画一的に「いつから」と言及することは難しい。人員削減については視野に入れている。

Q. 4月13日の会見で、柏崎刈羽3号機のスケジュールについて言及した際に、地元から大きな反発があったが、清水社長の真意はどうか。

A. あくまでも、国や地元自治体にご理解をいただきながら進めていくことが基本である。先日の会見では、供給力をいかに確保するかという観点から希望として申し上げたもの。予断を持って申し上げているものではなく、国、県、市町村等を含めた地元にご理解をいただきながら進めていくという考えに変わりはない。

Q. 電気料金が太陽光サーチャージや燃料費調整制度の影響により、今後上昇していくと思われるが、このような自動転嫁の仕組みを続けていくのか。また、賠償金は総括原価の中に含まれないと理解でいいのか。

A. 現時点では、電気料金に関する内容について言及する段階にない。

Q. 東電では、今まで様々なコストダウンを実施してきたと思うが、これ以上何を削減するのか。

A. 人的・設備・海外展開等の更なる合理化で対応してまいりたい。

Q. 清水社長は原子力損害賠償法をよりどころにしているように思えるが、東電として、損害賠償をどの程度まで支払う意志があるのか。免責を求めていくのか。

A. このたびの仮払補償金は、当面のご支援としてお支払いするもの。損害賠償金の支払いについては、原子力損害賠償紛争審査会における審議を経て取り組んでまいりたい。

Q. 福島県の避難所に訪問する予定は。

A. 現時点では具体的に決まっていないが、スケジュールを調整して、訪問したいと考えている。

以上